

Q 休日労働が深夜0時を超えた場合の割増賃金は

A 休日は、午前0時から午後12時（深夜0時）までの暦日で与えることを基本としています（昭23.4.5基発535号）。このため、休日の午後12時以降は休日ではなくなることから、午後12時以降の労働については休日労働の割増賃金を支払う必要はありません。

休日労働が午後12時を超えた場合の午後12時以降の労働について割増賃金を整理すると次のようになります。

- ① 休日労働の翌日の午前0時からその日の午前5時までの時間  
午前0時から午前5時までの深夜の時間帯は、深夜業の割増賃金（2割5分以上）を支払うことになります。
- ② 翌日の労働時間が法定労働時間を超える場合  
午前0時からの労働が休憩時間を除き8時間を超えた部分については、時間外労働の割増賃金を支払う必要があります。